発　議　案

令和７年第３回定例会に別紙のとおり発議案の提出があった。

令和 ７ 年 ９ 月２６日

七飯町議会議長　木　下　　敏

発議案第１０号

杉原太町長に対する問責決議

標記の発議案を会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 9 月22日

七飯町議会議長　木　下　　敏　　様

提　出　者

七飯町議会議員　　川　村　主　税

賛　成　者

七飯町議会議員　　澤　出　明　宏

〃　　川　上　弘　一

〃　　田　村　敏　郎

〃　　中　川　友　規

〃　　上　野　武　彦

杉原太町長に対する問責決議

令和７年８月１９日に発生した集中豪雨は、大沼地区における気象庁アメダス４８時間降水量１８８．５ミリメートルを記録しており、８月の観測史上最大を記録し、通年では平成１９年に次ぐ豪雨となり、床上浸水１棟、床下浸水３棟、ハウス浸水８８棟、ほ場冠水・水田冠水８．９ヘクタール等、甚大な被害になっている。

七飯町議会としては８月１９日に防災・災害対策等に関する調査特別委員を招集し、翌２０日午前中から現地調査を行い災害状況の把握に努め、今後は国・北海道に対して災害対策と支援について要望書を提出する準備をしている最中である。

令和７年第３回定例会の一般質問において、令和７年８月１９日豪雨災害時の町の対応についての質問に対する町長の答弁では「課題が浮き彫りになった。大変有意義な一般質問だった。」と答弁があったが、この発言は被害を最小限にくい止めるべき町の責務に対する姿勢が見られず、被災した町民の配慮に欠けたものと言わざるを得ないことから、以下の理由により町長としての責任を強く問うものである。

１．一般質問における町長の発言や対応は被災者に対する配慮が足りず、町の最高責任者としての当事者意識に欠けている。
２．一般質問における答弁で担当課長が説明責任を果たせない状況であっても、町長は窮状を傍観しており、職員に指導・助言する立場でありながら自ら積極的に答弁する姿勢が見られず、説明責任を回避している。
３．町長は、町民の命・暮らし・財産を守るべき立場でありながら、災害に対する危機管理意識が感じられず、防災意識が希薄である。

町長に就任してから３年半を費やしている中、部下への指導力及び町長としての責務が全く感じられないまま今定例会に臨んでいる。町長として猛省を促すとともに、事態の重大さを真摯に受け止め、町長としての責任を自覚されるよう七飯町議会は強く求めるものである。

以上、決議する。

令和７年９月２６日

七　飯　町　議　会